

京都市告示第 154 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
川島緯171号線	西京区川島東代町48番地の38地先から同町51番地地先まで	メートル 105.00	メートル 6.00 ~ 13.50
久我経95号線	伏見区久我森の宮町11番地の69地先から同町168番地地先まで	97.70	6.01 ~ 11.80
久我経96号線	伏見区久我森の宮町11番地の58地先から同町11番地の103地先まで	89.50	6.00 ~ 11.50
深草経208号線	伏見区深草東伊達町25番地の9地先から同町27番地の6地先まで	110.40	6.00 ~ 11.60
横大路経64号線	伏見区横大路一本木3番地の3地先から同町3番地の1地先まで	187.90	6.00 ~ 12.04

(建設局土木管理部道路明示課)